



ジェイ・ディ共済協同組合

〒939-8072 富山県富山市堀川町 278
TEL.076-421-2221 FAX.076-425-9561

運転代行業者の皆様へ 《業界のお役立ち情報》

運転代行業の地方分権について

これまで、機関紙等でお伝えしてきました「運転代行業の事務・権限の国から都道府県への移譲(運転代行業の地方分権)」が、いよいよこの4月からスタートします。そこで、これまでの情報をQ&A形式でまとめましたので、ご覧ください。※4月以降の都道府県の窓口も掲載しています。

Q. 1 そもそも、「運転代行業の事務・権限移譲」って、どういうこと?



A. 1

平成26年8月25日付 東京交通新聞より抜粋

皆さんは、「3割自治」という言葉を、耳にされたことはありますか？

これは、日本では権限が中央に集中しており、地方自治の自主性や独立性が著しく損なわれている状態を皮肉った言葉で、地方自治体の収入(歳入)のうち地方税つまり自前の収入が3割しかなく、残りの7割は国からまわされる状態にあることから言われ出した言葉です。

そして、このような状況から脱却し、「これまでの国と地方自治体の上下関係を、対等・協力関係にあらためて、地域のことはその地域で決めることができるようにしよう」ということで平成12年から施行されたのが、地方分権一括法です。

この地方分権一括法の第4次一括法において、警察庁と国土交通省共管の「自動車運転代行業の適正化に関する法律」において、国土交通省が所管する事務・権限の一部についても、地方自治体へ移譲されることになりました。

なるほど！地域のことは、できる限り、地方自治体(都道府県)で決めることができるようになるということだね



運転代行業

地方分権へ体制づくり

国交省が 説明会へ 監督業務など都道府県に

自動車運転代行業の地方分権に向けた体制づくりがスタートした。警察庁と国土交通省が共管する事務・権限のうち、事業者の認定など警察庁側ではすでに都道府県公安委員会が担っており、国交省による業者認定の事前協議・同意や監督が来年4月、都道府県に移る。近く閣議決定される政令で移譲項目が定められる。同省は都道府県向けの説明会を25日の関東を皮切りに来月にかけて各地で相次ぎ開き、実務的な検討に入る。代行業界への影響はごく限定的とされ、車体社名表示の塗装・切り文字加工の義務化の周知など「健全化対策」は引き続き両省庁も手掛ける方針だ。

運転代行業の地方分権とともに「地方分権改革一括 運転代行業適正化法も一部は、自家用有償旅客運送と」法が5月の国会で成立し、改正され、決定した。施行は来年4月1日。有償運送は原則「希望する市町村」に、運転代行は全国一律・一斉に都道府県に移譲される。国交相(地方運輸局・運輸支局)の事務を都道府県知事が行う。

移譲対象の項目は同法施行令(政令)で、詳細は施行規則(省令)で規定されるが、メインは、都道府県公安委員会が開業する事業者を認定する前に運輸局側に求める協議・同意▽事業者の監督▽運転代行約款の届け出の受理・確認▽などになるようだ。

国交省では「各都道府県の理解と内部の体制整備が大きな課題」としている。開業の協議・同意は公安委と知事部局との間で取り交わされ、都道府県内で完結する格好。公安委による営業の停止命令や廃止命令の際の協議・同意も同じ取り扱になる。

業者への監督は報告の徴収や立ち入り検査、随伴車の社名ペイント化のチェックなど。代行約款の届け出先は運輸支局から都道府県に変わるが、大半は国交省が定める届け不要の「標準運転代行業約款」を使用している。

制度や対策の立案は国交省が分権後も継続して、警察庁と連携しながら担う。事務・権限の概要や移譲の手続きに関する都道府県担当者向け説明会を全国10の運輸局ブロック単位で開催することを決め、「分権開始準備のスタートとしたい」と考え、有償運送でも同様に計画している。

※朱線は、当共済にて付記。

Q. 2 「運転代行業の事務・権限移譲」で、どんなことが変わるの？

A. 2

今回の事務・権限移譲によって、これまで国が行っていた、「代行業者の認定又は認定拒否及び認定の取消しに係る協議・同意」や「営業の停止命令の要請」等の事務権限については、4月以降は都道府県が行うこととなります。
国から都道府県へ移譲される事務・権限は、下表の11項目です。

◀国から都道府県へ移譲される事務・権限▶

(1) 都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意	法第5条第4項
(2) 都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意	法第7条第2項
(3) 都道府県公安委員会からの変更の届出の通知に係る受理	法第8条第2項
(4) 都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知に係る受理	法第9条第3項
★(5) 自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出に係る受理	法第13条第3項
★(6) 自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査	法第21条第2項
(7) 都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理	法第22条第1項
★(8) 自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知	法第22条第2項
(9) 都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る要請	法第23条第2項
(10) 都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る事前の協議・同意	法第23条第3項
(11) 都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意	法第24条第2項

※「法」とは、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」のこと。

※営業停止等の基準、標準約款など、事業者が遵守すべき事項の基準については、引き続き国土交通省が策定。

★印を付けた(5),(6),(8)の3項目は、代行業者の皆様が移譲先窓口と直接関わる内容です。

【参考】運転代行業法における該当条文は、以下のように、「国土交通大臣」が「都道府県知事」に改定されます。(例)法第7条第2項

◀現行▶「公安委員会は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、**国土交通大臣に協議**し、その同意を得なければならない」



◀改定後▶「公安委員会は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、**都道府県知事に協議**し、その同意を得なければならない」

Q. 3 運転代行業者にとって、どんな影響があるの？

A. 3

この事務・権限移譲によって、代行業者の皆様の手続きが大きく変わることはありません。変更届の届出先もこれまでと同じです。(ただし、運転代行業約款については、標準版ではない約款を使用されている場合は、届出先がこれまでの運輸支局ではなく都道府県になりますので、該当する場合はご注意ください。)

【重要】

公益社団法人全国運転代行協会が全国各地で開催している講習会等の中で、同協会丹澤会長(当共済理事長)が、この事務・権限移譲について、次のように話しています。参考になさってください。

「平成27年4月1日から運転代行業に関して、国土交通省運輸局・運輸支局が行っている事務・権限が、各都道府県庁が窓口になり、いよいよ地元の人たちが、**自分たちの力で事業者の声を行政に届ける**ことができる時が来た。全国の**公益社団法人全国運転代行協会の支部が中心となり、自治体との連携を強めていくことが重要**である」

(平成27年2月11日 宮崎県自動車代行業者協同組合・公益社団法人全国運転代行協会宮崎県支部共催 合同安全研修会にて 宮崎県宮崎市)



「来る4月1日から施行される国から地方への事務・権限移譲に向けて、運転代行業の健全化を阻害する問題点を、都道府県ごとに検証し、その地域の**損保、共済の加入組合の垣根を超えて代行業者が団結し、行政に働きかけることが大切**である。
また、変更届出義務や損害賠償措置等の義務を周知徹底し、**違反する悪質業者を排除するための自助努力をなすべき絶好の機会**であると捉えたい」

(平成27年3月1日 公益社団法人全国運転代行協会主催 特別講習会にて 栃木県宇都宮市)



※同封の東京交通新聞もご覧ください。「権限移譲をチャンス」として活動している事例が掲載されています。

【重要】自動車運転代行業に関する窓口一覧 (平成27年4月1日以降)


平成27年4月1日より、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づく国土交通大臣の事務・権限(標準自動車運転代行業約款の作成を除く)が、都道府県知事に移譲されます。移譲後の各都道府県の担当部署は、以下のとおりです。

都道府県名	担当部課等名	電話番号
北海道	総合政策部 交通政策局 交通企画課 交通企画グループ	011-204-5162
	空知総合振興局 地域政策部 地域政策課	0126-20-0034
	後志総合振興局 地域政策部 地域政策課	0136-23-1419
	胆振総合振興局 地域政策部 地域政策課	0143-24-9567
	日高振興局 地域政策部 地域政策課	0146-22-9077
	渡島総合振興局 地域政策部 地域政策課	0138-47-9028
	檜山振興局 地域政策部 地域政策課	0139-52-6481
	上川総合振興局 地域政策部 地域政策課	0166-46-5915
	留萌振興局 地域政策部 地域政策課	0164-42-8425
	宗谷総合振興局 地域政策部 地域政策課	0162-33-2915
	オホーツク総合振興局 地域政策部 地域政策課	0152-41-0623
	十勝総合振興局 地域政策部 地域政策課	0155-26-9014
	釧路総合振興局 地域政策部 地域政策課	0154-43-9143
根室振興局 地域政策部 地域政策課	0153-23-6817	
青森県	環境生活部 県民生活文化課	017-734-9232
岩手県	政策地域部・地域振興室	019-629-5204
宮城県	震災復興・企画部 総合交通対策課交通安全班	022-211-2438
秋田県	生活環境部 県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班	018-860-1523
山形県	企画振興部 交通政策課	023-630-2161
福島県	生活環境部 生活交通課	024-521-7158
茨城県	企画部 企画課 交通対策室	029-301-2536
栃木県	県土整備部 交通政策課 公共交通担当	028-623-2447
群馬県	県土整備部 交通政策課 地域交通係	027-226-2382
埼玉県	企画財政部 交通政策課	048-830-2232
千葉県	環境生活部 生活安全課	043-223-2257
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部交通安全課	03-5388-3127
神奈川県	安全防災局 安全防災部 暮らし安全交通課	045-210-1111(代表) (内線 3553, 3555)

自動車運転代行業に関する窓口一覧（続き）

都道府県名	担当部課等名	電話番号
新潟県	交通政策局 交通政策課	025-280-5110
富山県	知事政策局 総合交通政策室	076-444-3123
石川県	企画振興部 新幹線・交通対策監室 交通政策課	076-225-1332
福井県	総合政策部 交通まちづくり課 総合交通対策グループ	0776-20-0291
山梨県	リニア交通局 交通政策課	055-237-1111(代表)
長野県	企画振興部 交通政策課	026-235-7015
岐阜県	都市建築部 公共交通課	058-272-8657
静岡県	交通基盤部 都市局 地域交通課	054-221-3194
愛知県	県民生活部 地域安全課 交通安全グループ	052-954-6177
三重県	地域連携部 交通政策課 生活交通班	059-224-2805
滋賀県	土木交通部 交通政策課	077-528-3681
京都府	安心・安全まちづくり推進課	075-414-4367
大阪府	都市整備部 交通道路室 道路整備課	06-6944-6788
兵庫県	企画県民部 地域安全課 交通安全室	078-362-9071
奈良県	県土マネジメント部 地域交通課	0742-27-8939
和歌山県	企画部 地域振興局 総合交通政策課 地域交通班	073-441-2343
鳥取県	地域振興部 交通政策課	0857-26-7641
島根県	地域振興部 交通対策課	0852-22-5100
岡山県	県民生活部 県民生活交通課	086-226-7291
広島県	環境県民局 県民活動課	082-513-2723
山口県	商工労働部 交通政策課	083-933-3120
徳島県	県土整備部 運輸総局 交通戦略課	088-621-2128
香川県	政策部 交通政策課	087-832-3130
愛媛県	企画振興部 地域振興局 交通対策課	089-912-2251
高知県	産業振興推進部 交通運輸政策課	088-823-9732
福岡県	企画・地域振興部 交通政策課	092-643-3166
佐賀県	交通政策部 新幹線・地域交通課 身近な移動手段確保推進室	0952-25-7525
長崎県	企画振興部 新幹線・総合交通対策課	095-824-1111(代表)
熊本県	企画振興部 交通政策・情報局 交通政策課	096-383-1111(代表) (内線 3553)
大分県	企画振興部 観光・地域局 交通政策課	097-506-2153
宮崎県	総合政策部 総合交通課	0985-26-7037
鹿児島県	企画部 交通政策課 陸上交通係	099-286-2455
沖縄県	企画部 交通政策課	098-866-2045

「運転代行業の事務・権限移譲」について、ご不明な点やご質問などがございましたら、当共済または公益社団法人全国運転代行協会へ、お気軽にお問い合わせください。

警察庁・国土交通省認可共済
 **ジェイ・ディ共済協同組合**

TEL.0120-21-4455 受付時間 10:00~17:15
 (土・日・祝日・年末年始を除きます)
 FAX.0120-25-9561
 Eメール info@jd-kyosai.com

公益社団法人
 **全国運転代行協会**

TEL.03-3668-2788 受付時間 10:00~17:00
 (土・日・祝日・年末年始を除きます)
 FAX.03-3668-2789
 Eメール office@untendaikoukyoukai.or.jp